

○三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年6月29日
規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年三田市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集方法)

第2条 市長は、条例第2条に規定する指定管理者の募集を行おうとするときは、その旨を告示するとともに、広報紙への掲載、ホームページの利用その他適当と認める方法によりこれを周知するものとする。

(申請書)

第3条 条例第3条の申請書は、指定管理者指定申請書とする。

(指定候補者選定委員会の組織等)

第4条 条例第4条に規定する指定候補者選定委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

(告示)

第5条 条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 管理を行わせる公の施設の名称
- (2) 指定した団体の名称及び所在地
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第10条第3項の規定において準用する条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の指定を取り消した場合
 - ア 管理を行わせていた公の施設の名称
 - イ 指定を取り消した団体の名称及び所在地
 - ウ 指定を取り消した日
- (2) 指定管理者に業務の停止を命じた場合
 - ア 管理を行わせていた公の施設の名称
 - イ 指定管理者の名称及び所在地
 - ウ 業務の停止を命じた期間
 - エ 停止を命じた業務の内容

3 条例第13条第2項の規定において準用する条例第6条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 市長が管理を行う公の施設の名称
- (2) 市長による管理を行う理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(様式)

第6条 この規則の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。